

第41回市民展覧会の入賞者が決まりました

各部門の最高賞作品など紹介

市民展賞受賞作品

美術



「自画像」藤原泰佑さん



「マジック」駒木勝彦さん

写真

第四十一回市民展覧会の入賞者が決まりました。最高賞である市民展賞に選ばれた作品と、主な入賞者を紹介。なお、入賞・入選作品などの展示は、二月九日(金)から市民文化会館で美術・写真・書道の部門ごとに行います。

市民に定着し多くの力作

市民展覧会は、市民の皆さん一人一人の地道な学習や芸術的創作活動の発表、お互いの研さんの場として定着。毎年、多くの力作が寄せられます。四十一回目を迎える今回は、美術・写真・書道の部門で千七百五十八点もの応募がありました。主な入賞者は次のとおりです。

——敬称略——

市民展賞Ⅱ美術：藤原泰佑(下大屋町)、写真：駒木勝彦(関根町三丁目)、書道：山田チヨ

子(小坂子町) 知事賞Ⅱ美術：吉沢幸枝(横沢町)、写真：酒井弘二(文京町四丁目)、書道：高山喜久枝(文京町四丁目) 市長賞Ⅱ美術：新井幸子(日吉町三丁目)、写真：下田秀夫(小島田町)、書道：武富秀子(新堀町) 市議会議長賞Ⅱ美術：荒井清幸(下沖町)、写真：五十嵐絵美、書道：目崎琴江 県教育長賞Ⅱ美術：熊谷哲夫(朝日町三丁目)、写真：角田かおる、書道：百瀬さち子(下小出町二丁目) 市教育長賞Ⅱ美術：関口博子(総社町総社)、写真：依田正雄(大根町二丁目)、書道：榎田護(総社町総社)

展示は9日から市民文化会館で

入賞作品と入選作品を、美術・写真・書道の部門ごとに次のとおり市民文化会館で展示します。観覧は無料。市民の皆さんの力作をぜひ、ご覧ください。

期間Ⅱ美術：2月9日(金)～12日(月) 写真：2月16日(金)～19日(月) 書道：2月23日(金)～26日(月)



作品がずらりと(昨年度写真部門) 会場Ⅱ市民文化会館

問い合わせは中央公民館 ☎223-3818へ。

書道



「雲」山田チヨ子さん

六十五歳以上の人が納付する介護保険料は、確定申告や市・県民税申告で社会保険料控除として申告できます。

●年金から天引き(特別徴収) 年金支払者から送付される源泉徴収票に介護保険料が記載。遺族年金や障害年金の受給者で昨年十月から特別徴収されている場合は、源泉徴収票が発行されないため、支払通知書などで確認しましょう。

●納入通知書か口座振替で納付(普通徴収) 納入通知書の領収証書を確認してください。口座振替の人、一月に送付した振替済

で納付額を記入した用紙を渡します。電話での回答はできません。源泉徴収票を無くしたときは年金支払者に連絡し、再発行の手続きをしましょう。○：問い合わせは介護高齢福

通知書で保険料の確認を。

●領収書などを無くしたら 遺族・障害年金からの特別徴収か普通徴収で納付している人には、市役所介護高齢福祉課か大胡・宮城・粕川支所

社課 ☎890-6159へ。 □障害者控除 障害者手帳の交付を受けていない障害者に準じる高齢者などへ、確定申告や市・県民税申告で障害者控除を受ける

介護保険料なども控除の対象です

必要書類を用意して税の申告を

ための認定書を発行します。対象Ⅱ六十五歳以上で昨年12月31日現在六カ月以上寝たきりなどの状態にある人かその扶養者 申し込みⅡ市役所介護高齢福祉課(☎890-6

133)、大胡支所(☎283-0116)、宮城支所(☎283-2131)、粕川支所(☎285-4116)へ直接 □サービス利用料 介護老人福祉施設(特別養

護老人ホーム)入所時の利用料と居宅サービス利用料の一部も、一定の要件を満たせば、所得税や市・県民税の医療費控除の対象になります。なお、介護老人保健施設、介護療養

型医療施設の利用料は、これまでどおり医療費控除の対象です。 ○：問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6157へ。 □おむつ代 おむつ代が所得税や市・県民税の医療費控除の対象と認められるには、医師が発行した証明書が必要です。ただし、控除を受けるのが二年目以降で要介護認定を受けている人は、医師の証明書の代わりに市が交付する確認書で控除を受けることもできます。 ○：問い合わせは介護高齢福祉課 ☎890-6155へ。